

岐阜県水源地域保全条例の概要

1 目的

水源地域の保全に関し基本理念を定め関係者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項及び水源地域における適正な土地利用の確保を図るための措置等を定めることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

2 定義

水源地域 : 基本方針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該取水地点及びその周辺の区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域

土地所有者等 : 水源地域内の土地の所有権又は地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者

3 基本理念

水源地域の保全は、我が県の豊かで清らかな水資源が県民の健康で文化的な生活の基盤となっていることに鑑み、県、市町村、土地所有者等、事業者及び県民の適切な役割分担による協働により持続的に行われなければならない。

4 関係者の責務

県 : 基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する

土地所有者等 : 基本理念にのっとり、水源地域における適正な土地利用に配慮するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力する

事業者 : その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める

県民 : 基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する理解を深め、自ら水源地域の保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努める

5 基本方針

知事は、水源地域の保全に関する基本方針を定めるものとする。

6 水源地域の指定

知事は、2に定義する区域を、水源地域として指定することができる。

知事は、指定するときは、その旨及び指定の区域を告示しなければならない。

7 事前届出制度

- 土地所有者等は、水源地域内の土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、契約締結後の土地の利用目的等を知事に届け出なければならない。
- 水源地域内において開発行為を行おうとする者は、開発行為を行う60日前までに、開発行為の内容等を知事に届け出なければならない。
- 知事は、届出を受けたときは、関係市町村の長に意見を求める。

- ・知事は届出者に対して、基本方針及び関係市町村長の意見を勘案して、その土地の利用の方法その他の事項に関する助言及び指導をすることができる。
- ・助言を受けた土地所有者等は、新たな土地所有者等に助言等の内容を伝達する。

8 報告の徴収及び立入調査

知事は、土地所有者等又は開発行為者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとともに、職員に土地への立入調査・関係者への質問をさせることができる。

9 勧告・公表・過料

- ・知事は、届出をせず若しくは虚偽の届出をした者、報告徴収等に応じない者又は立入調査を拒むなどをした者に、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ・知事は、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、当該勧告の内容を公表することができる。
- ・届出をせず若しくは虚偽の届出をした者、報告徴収等に応じない者又は立入調査を拒むなどをした者は、5万円以下の過料に処する。

10 岐阜県水源地域保全審議会

水源地域の保全のために必要な事項を調査審議させるため、岐阜県水源地域保全審議会を置く。

11 市町村の条例等の関係

市町村が制定した条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつこの条例と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該市町村の区域においては、この条例の一部の規定は適用しない。

12 制定及び施行

制定 : 平成25年3月26日

施行 : 平成25年4月1日 (事前届出制に関する規定は平成25年10月1日)

一部改正 : 令和2年7月9日

施行 : 令和3年1月1日

岐阜県水源地域保全条例に基づく事前届出・助言等の流れ

